

富山市指定給水装置工事事業者 指定停止のお知らせ

水道法第25条の11第1項第1号及び富山市指定給水装置工事事業者規程第3条の2の規定により、下記の指定給水装置工事事業者の指定を停止します。

指定給水装置工事事業者名	おおぞら工業
代表者名	窪田 和也
住所または所在地	富山市久方町4番32号
指定停止理由	給水装置工事を無届で施工および無断通水したため。
指定停止期間	令和7年7月1日～令和8年6月30日 (1年間)